

香川県農業・農村基本計画（素案）について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
農政課 企画グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話:087-832-3396/FAX:087-806-0202
E-mail: nouki@pref.kagawa.lg.jp

令和7年12月5日から令和8年1月5日までの1カ月間、香川県農業・農村基本計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から10件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個 人	1 件	新規就農の定着に関するこ	1 件
企 業	一 件	農業支援グループの設立に関するこ	1 件
団 体	一 件	スマート農業の推進に関するこ	1 件
合 計	1 件	農作物の適正な価格形成に関するこ	1 件
		農業所得に関するこ	1 件
		地産地消に関するこ	1 件
		品種に関するこ	1 件
		地域計画に関するこ	1 件
		収入保険に関するこ	1 件
		認定農業者に関するこ	1 件
		合 計	10 件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
新規就農の定着に関するこ	新規就農者の定着率(5年後等)のデータ分析は。定着率の向上に繋がる施策を。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>農業支援グループの設立に関すること</p> <p>現行の農業支援グループの事業よりもっと敷居の低いグループ化を促すような支援を。</p> <p>他自治体の例…奈良県の『水稻の共同育苗推進事業』、新潟県津南町の『畦畔管理支援事業補助金』など認定農業者主導による兼業農家を含めたグループ化や、地域の非農家を農作業に巻き込んでいけるような支援があると地域で農業に関わる人を増やせる。多面的機能支払制度もあるが、もっと近くの農家同士が小グループ化することにメリットを出せば農地の維持にも繋がるのでは。</p> <p>多様な就農形態への支援メニューを整理して明示を。</p> <p>規模拡大を前提としない、営農の継続に価値を置いたモデルを。</p>	<p>ご指摘の現行の地域計画実現支援事業の農業支援グループへの支援では、65歳以下の構成員を含む3名以上で設立されたグループで活用できるものとなっており、兼業農家や地域の非農家も含めた構成員でグループ化が可能となっています。ご意見のとおり、地域で農業に関わる人を増やすことは重要であることから、計画の「基本方針II 展開方向1の2) 他産業も含めた農業支援サービス事業体の確保」で、小規模な農業者の農作業の一部を請け負う体制を拡充し、営農継続と地域の農地維持につなげる施策を引き続き実施していきます。</p> <p>また、多様な就農形態への支援については、本県独自の多様な農業人材経営計画認定制度を創設し、営農意欲ある兼業農家等への支援を行っており、計画の「基本方針II 展開方向1の1) 多様な農業人材の確保」に明示し、引き続き支援を実施していきます。</p>
<p>スマート農業の推進に関すること</p> <p>操作支援、伴走支援の人材育成と地域の共同利用モデルの一例を。</p>	<p>人材育成に向けた支援については、計画の「基本方針I-展開方向2-3-(1) スマート農業の推進(DX)」に新たに位置づけ、今後、農業支援サービス事業体への支援を実施していきます。</p> <p>具体的には、国の農業支援サービス事業体向けの補助事業の活用を推進していくほか、スマート農業の実演会や勉強会において、農業支援グループ等を対象に、他県の先進的な事例の紹介や関係法令等を学ぶ場を設けることで、人材育成と地域の共同利用を推進し、本県の地域の実情に合ったモデルづくりに努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>農作物の適正な価格形成に関すること</p> <p>コスト指標の対象に施設園芸も含めて欲しい。 施設園芸の初期投資や光熱費等の栽培コストも考慮した適正な価格形成について言及を。</p> <p>第三者の介入がないと農家個人のスキルで交渉は難しい。相談窓口、専門家の配置を。</p>	<p>コスト指標については、食料システム法に基づき、国において、米や野菜など5品目を対象に作成することとされていることから、国の動向を注視してまいります。</p> <p>また、商談など販売力向上に必要な相談や、専門家の派遣については、6次産業化の相談窓口として「かがわ地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置しており、専門家の派遣、相談等も行っているところです。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
農業所得のこと	<p>400～600万のモデル提示を。</p> <p>県では、認定農業者が目指す農業所得として、概ね410万円の所得が得られる農業経営モデルを県のホームページで公表していますので、ご活用ください。なお、農業経営モデルについては、令和8年度に改訂を予定しております。 https://www.pref.kagawa.lg.jp/noukei16300/ninaite/tukuru/kfvn.html</p>
地産地消のこと	<p>県農産物の地産地消において、市町との連携の中で学校給食と同時に、病院やこども園、学食にも利用の促進を図れないか。</p> <p>県では、学校給食における県産農産物の利用拡大を行う市町等への支援を行っているところです。</p> <p>これに加え、今後は、基本方針Ⅲ一展開方向1－2)「全世代を対象とした食育・花育の推進」に記載のとおり、県内の社員食堂及び学生食堂などで県産農産物を積極的に利用している事業所と連携して大人の食育を推進するなど、更なる地産地消を図ってまいります。</p>
品種のこと	<p>高温による生育不良で「さぬきひめ」の開花が年々遅れてきているように感じる。高温対策への支援や栽培技術の向上以外に、品種の改良について言及は。</p> <p>地球温暖化による気候変動に対応したオリジナル品種の育成について、イチゴにおいても、年内収穫量が多いことを目標の一つとして、農業試験場において継続的に取り組んでいるところです。ご意見を受け、計画の「<u>基本方針I-展開方向2-3-4)高温対策技術の開発・普及の具体的な施策</u>」にイチゴも記載します。</p>
地域計画のこと	<p>以前に行った農地の意向調査の回答率が低い。10年後に耕作者がいない割合が香川県は全国的に高いこととも関連しているように思う。市町によって温度差があり、自らの工夫も求められるが再度、意向調査の支援を。</p> <p>本県農地を将来に継続するための地域計画については、本基本計画の基本方針I「展開方向2の2)」の「(1) 地域計画に基づく担い手への農地集積」に、市町の取組みに対する伴走支援を行う旨を記載しています。</p> <p>各市町の地域計画では、策定までの期間が限られていたこともあり、認定農業者等の担い手を中心の現況図にとどまっているものが多く、今後は、兼業農家等の小規模な農業者の意向も踏まえて継続的な見直しを行うとともに、将来の農地利用の最適化に繋げていく必要があります。</p> <p>そのため、策定主体の市町や関係団体と協力して、補助事業の問い合わせや研修等、さまざまな機会を捉えて地域計画の意義を周知し、より多くの農業者の意向を把握し、市町の地域計画の見直しに反映していくよう働きかけていきます。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>収入保険に関すること</p> <p>収入保険の加入が条件のひとつとなっている補助金事業もあるが、もっと様々な事業においても加入を条件にしては。</p>	<p>収入保険は、農業経営の安定につながる制度であり、補助事業の採択時に評価項目として考慮することは有効であると考えます。</p> <p>一方で、経営構造や資金事情は農業者によって異なり、畜産経営安定対策による類似の支援制度も整備されています。</p> <p>このため、補助事業で一律に収入保険の加入を求めるることは考えておりませんが、事業の目的や現状に合わせた運用を検討してまいります。</p>
<p>認定農業者に関すること</p> <p>(新規)認定農業者にも関わらず、地域の農地や維持管理、農業者グループへの関心が薄い、地域計画に参加しない等、非積極的な行いが目立つ。認定の段階での規約やもう少し強く言及を。</p>	<p>認定農業者になる際に市町等へ提出する農業経営改善計画を達成するには、自身の農業経営に関することだけでなく、地域農業の維持や発展も重要な関わりを持つことから、市町と連携しながら、地域農業への貢献を働きかけてまいります。</p>